

訳者解説

エドゥアルト・ガンスをめぐって

エドゥアルト・ガンスの生涯については、本書の編者であるリーデルが「序文」で述べているところであるが、時代の動きと絡ませながらさらに詳しく年譜として整理したものが、別表のガンス略年譜（次頁）である。この年譜からもわかるように、ガンスについて語るには、いくつかの観点からみる必要がある。第一はヘーゲルの弟子としてのガンスであり、第二はユダヤ人としてのガンス、そして第三は法学者としてのガンスである。

ヘーゲルの弟子としてのガンス

ガンスは、ヘーゲル哲学の忠実な継承者として、とくにその法哲学の理論を若きマルクスへと結びつけていく転轍機の役割を果たしたとして評価されてきた。その意味で、自然法と普遍法史に関わる講義について、その内容をリーデルのようにヘーゲルの亜流と位置づけることもできよう。しかし、ガンスは、ヘーゲル哲学を基礎にしつつも、サン＝シモン主義への傾倒を示し、さらに救貧問題などに対しヘーゲルとは異なった、急進的な立場をとるようになっていった。ガンスは、ヘーゲル法哲学における伝統的な職業団体の枠組みからしだいに離れ、初期社会主義的な結社理論へと自己展開をとげる。ヘーゲルから初期マルクスへの架橋を行ったのである。とくに「普遍法史」の部分は、ヘーゲル哲学をガンスが独自の視点から発展させたものであり、ガンスがヘーゲルとは異なった新たな歴史観と世界観を示したものといえるであろう。

ガンスとヘーゲルとの関係は、理論的な点で一定の距離が生まれていただけでなく、個人的な関係、つまり師弟としても最後まで良好な関係であったわけではなかったことが指摘されている。ヘーゲルとの思想的、理論的な乖離は、師弟としての信頼関係にも陰を落としていく。1826年に着任以来、ベルリン大学法学部におけるガンスの講義は、その急進さゆえに時代の新たな潮流を体現するものとして学生の人気を集めることになる。その一方で、ヘーゲルの講義

ガンス略年譜

年	ガンスに関する出来事	時代の動き・ガンスをとりまく状況
1797	3.22 北ドイツのユダヤ人宮廷仲買人 Hoffaktor一族出身であり、ハルデンベルクの財政顧問をして重用されていたユダヤ人銀行家 Abraham Isaak Gans の息子(第1子)としてベルリンで生まれる	
1806		
1807		
1812		
1814		
1815		
1816	ベルリン大学、ゲッティンゲン大学で法学、哲学、歴史学を学ぶ	
1817	ゲッティンゲン大学に移り、法学、哲学、歴史学を学ぶ	
1818-19	ハイデルベルク大学でティボーとヘーゲルに師事 ハイデルベルク大学において法学博士の学位(「ローマ債権法」に関する研究)summa cum laude を取得	
1819	/「ドイツ同盟国におけるユダヤ人の状態改善のための協会」の創設/ヘーゲルとともにベルリンへ ヘーゲルの推薦でベルリン大学の私講師に	
1820		
1821		
1822	「ユダヤ人文化学術協会」へのハイネの加入/正教授の職に応募	
1824	『世界史的発展における相続法』第1巻の公刊	
1825	プロイセン政府の奨学金を得てパリへ(職探しのため)/キリスト教(新教)に改宗	
1826	ベルリン大学の員外教授に任命される/ヘーゲルとともに「学的批評協会」を組織し、事務局長に就任/「総法学文献年報」におけるブフタによる批判	
1826-27	講義担当 1826/27冬学期: 1. パンデクテン, 2. 解釈学の演習/1827夏学期: 1. パンデクテン, 2. 陪審裁判の理論, 3. 相続法	
1827-28	冬学期にヘーゲルに代わり「法哲学」の講義を担当 「自然法ないし法哲学、普遍法史との連接のもとに」 その他、1. ローマ法の歴史と制度、2. 歴史的発展におけるイギリス国家法を講義を行う	
1828	ベルリン大学の正教授に任命される 講義担当 夏学期: 1. パンデクテン, 2. 相続法, 3. 1789年以降の近代史、公法とのとくに特別な関連において	

訳者解説

1828-29	講義担当 1828/29 冬学期：1. 自然法ないし法哲学等々(先の冬学期と同じ), 2. 1814年までの近世史等々 1829 夏学期：1. パンデクテン, 2. 相続法, 3. 1814年以降の現代史, とくに公法を考慮しつつ	
1829-30	講義担当 1829/30 冬学期：1. 自然法ないし法哲学等々, 2. ローマ法の制度, 3. プロイセン・ラント法 1830 夏学期：1. パンデクテン, 2. 相続法, 3. 現代国法ないし両世界における国制について	
1830	7月革命の頃にパリへ 革命への失望／サン・シモン主義者との交流	
1830-31	講義担当 冬学期：1. 普遍法史ないしオリエント, ギリシア, ローマ, 中世, そして近世の法史, 2. ローマ法の制度, 法学への簡単な導入とともに, 3. プロイセン・ラント法, 4. ルイ14世の時代について, とくに国法との関係において	
1831	「普遍法史」と「ローマ帝国史」に関する講義を担当 (ヘーゲルが「法哲学」を担当)／ヘーゲル全集の編集 (「法哲学」と「歴史哲学」担当)／資料収集のためイギリスへ旅行	ヘーゲル死去
1832	法学部長に／スイスへの旅行(途中アルザス滞在)	
1832-33	「自然法と普遍法史」に関する講義を担当	
1833		ハンバッハ祭
1834	「ドイツ国法」に関する講義を担当	ドイツ関税同盟の成立
1835	パリへ	
1836-37	「自然法と普遍法史」に関する講義を担当	
1837-38	「自然法」に関する講義を担当	
1839	卒中で急逝	

は学生から保守的なものとみられるようになり、次第に学生を引きつけなくなっていく。そうしたことでもまた、両者の間に感情的な縁れを生みだしたとされている。

ユダヤ人としてのガンス

ガンスの父親は、ユダヤ人の宫廷仲買人一族の出身で、当時、プロイセンで銀行家として活躍し、ハルデンベルクにも重用されていた。しかし、プロイセンでは、1812年にユダヤ人解放勅令が公布されユダヤ人にも市民権が付与されたにもかかわらず、依然として公職に就くことは認められていなかった。ドイツでは、ドイツ同盟の復古主義的な政治体制のもとにあっても、ブルシェンシャフトに代表される自由主義の運動は知識人や学生の間で、弾圧を逃れるために潜在化していたが、いっそう活発化し、急進化する傾向にあった。しかし

同時に、ブルシェンシャフトの運動は、アルントやヤーンの民族主義と共に鳴り響き、反フランス的で、反ユダヤ的な性格を強めていたのである。

そのようなドイツの政治状況によって、ガヌスの人生は翻弄されることになる。ガヌスは、ベルリン大学とゲッティンゲン大学で法学を学び、それぞれサヴィニーやフーゴーと接点をもっていたが、ハイデルベルク大学でティボーに、さらにヘーゲルに師事することになる。このような学問上の「転向」も、実はユダヤ人であるガヌスが学位を取得するために必要なことであった。サヴィニーとの確執は、すでにそこから始まっていたのである。ガヌスは、ヘーゲルとともに再びベルリンに戻り、有能なユダヤ人についてだけは例外的に公職就任が許されていたこともある、教授職へのプロモートを試みるが、1822年、いわゆるガヌス法によって、その道も閉ざされてしまう。

その結果、ガヌスは職を求めてフランスへ留学することになる。フランス留学は、サン=シモン主義のユートピア的共産主義への傾倒につながるものであるが、ユダヤ人として民族と国家から疎外されるなかで、ガヌスは民族と国家を超越したユダヤ的普遍ともいべき普遍主義的な世界観を育むことになる。そして、1825年にプロテスタントに改宗することで、1826年に員外教授としてではあるが、ベルリン大学にようやく職を得ることができたのである。

法学者としてのガヌス

ガヌスの法学は、ヘーゲル哲学の法学的表現である。ガヌスの家族法（相続法）に関する研究はとくに有名であるが、今回私たちが試みた翻訳との関係では、ガヌスの法学方法論、つまりヘーゲルの法哲学を基礎に、それをティボーの法史学とフォイエルバッハの比較法学と結びつけていく手法とガヌス独自の「法学」のとらえ方が注目される。

ガヌスは、『世界史的発展における相続法』の第1巻（1824年）の冒頭で、ティボーの言葉を借りつつ、自分たちが目指すべきものは「命をよみがえらせる真の法史学」であるとする。ガヌスは、サヴィニーの歴史法学の学問を、過去の細々としたことを探るだけでの「微細学」であると批判する。また、ローマ法学からの解放を唱えるとともに、さらにゲルマン民族という一民族の法だけに拘るのではなく、非ヨーロッパ諸民族の法へも視野を広げて法の歴史的展

開を考察することを主張する。そして、ガンスは、フォイエルバッハの「世界立法史」の構想で示された比較の観点を継承しつつ、概念の歴史的発展を哲学的にとらえ、ヘーゲルの法哲学と法史学の架橋を試みるのである。それは、概念の発展史を法の概念史として組み替えるものであったといえよう。

ガンスは、法に関わる学として、法知学と法識学、そして法学を区別する。法知学と法識学が、歴史法学の名のもとで行われている學問であり、その有用性を評価しながらも、その限界を厳しく指摘する。法学は、熟練した法律家の単なる技芸ではなく、有用性などを超越した哲学的な営みとしてとらえられる。この法学こそが、悟性的な学である法知学と法識学を止揚した学なのである。そして、そうした法学の基礎になるのがヘーゲル法哲学を基礎にした法史学であった。

確かにガンスの法史学は、オリエント法史にも視野を広げ、さまざまな民族の法の歴史に対しても配慮した、つまり比較法史的な視点をもった「普遍法史」である。しかし、ガンスのこうした叙述が、ヘーゲル哲学のようにまさに概念の発展史として描ききれているかと言えば、そもそもオリエント法史に関する情報の時代的な限界もあるが、当時一般に知られていた事実を羅列したにすぎないという印象を受ける。理論を実践に生かすにはまだ十分な段階ではなかったとも言えよう。しかし、ガンスが当時優勢になりつつあった歴史法学の潮流と対峙しつつ、哲学と歴史と比較という、まさに今日の基礎法学的な視点から独自の法学を構築しようとした学問的営為は、実務に大きくシフトしつつある現代の実定法学や法学教育のあり方を改めて批判的に考えるうえで示唆に富るものであると言えるであろう。

「自然法と普遍法史」の講義について

最後に、リーデルが「編者あとがき」でも解説しているところであるが、ガンスがベルリン大学で行った「自然法と普遍法史」の講義に関する資料について補足しておこう。J. ブラウンの研究によれば、ガンスは、1827年から28年にかけての冬学期以降、通例5時間、月曜から金曜まで毎日1時間ずつ行つたとされている。その講義に関し、残されている資料で重要なものは、次の6つの講義筆記録である。

1 「自然法」

筆記者不詳 1828年から29年にかけての冬学期の筆記録

2 「自然法ないし法哲学、普遍法史との連接のもとに」

1828年から29年にかけての冬学期の筆記録

3 「自然法と普遍法史」

1832年から33年にかけての冬学期の筆記録

4 「自然法」

1832年から33年にかけての冬学期にヤーンケ W. F. Jahncke が記した講義筆記録

5 「普遍法史との連接のもとにおける自然法」

1836年から37年にかけての冬学期にフォイエルバッハ P. Feuerbach が記した講義筆記録

6 「自然法」

1837年から38年にかけての冬学期にヨアヒミ E. Joachimi が記した講義筆記録

1の資料は、普遍法史の部分を除き、H. シュレーダー Schröder によって編集され、公表されている。Eduard Gans, Philosophische Schriften, Glashütten i. T. 1971. 2の資料には、シューレンベルク伯 Graf v. D. Schulenberg の蔵書メモが付いている。3の筆記録は、ヘーゲルの末息子であるイマヌエルが記した講義筆記録である。その筆記録の主要部分は1976年すでにブラウンによって編集され、公刊されているが、筆記録全体を収めたのが、本原書、Eduard Gans, Naturrecht und Universalrechtsgeschichte, Stuttgart 1981である。

これらの筆記録の出来映えは、筆記者の学問的な能力を反映しているため、それぞれかなりばらつきがあるようであるが、ブラウンによれば、5の資料が最も良いものであり、3, 4, 6の資料は、5の資料と比較すれば凡庸なレベルのものであるとされている。しかし、そもそも講義の内容自体が、ガンス自身の学問の深まりとともに年を経るにつれて変化を遂げており、重点の置き所の違う発言に一貫性が見られない点があることは否定できないであろう。

本訳書がある時点のガンスの講義の記録であること、その限界はあるとして

も、ガンスがその歴史状況のもとで、どのような「自然法と普遍法史」を構想し、学生達に語ったのかを示したものとして、私たちがガンス理解をさらに深めていくうえで、改めて検討する価値のあるものと考えるのである。

参考文献

- 川崎修敬「エドゥアルト・ガンスの国家像とフランス社会観——ヘーゲルの政治哲学との関連で——（1）・（2・完）」（法学論叢149-6, 2001年, 150-6, 2002年）
- 川崎修敬「エドゥアルト・ガンスと歴史法学派の占有論争——19世紀初頭のドイツ政治における思想史的文脈から——（1）（2・完）」（法学論叢153-4, 154-1, 2003年）
- 川崎修敬『エドゥアルト・ガンスとドイツ精神史——ヘーゲルとハイネのはざまで』（風行社, 2007年）
- 堅田剛「エドゥアルト・ガンスにおける法哲学と法史学」（比較法史学会編『歴史と社会のなかの法』未来社, 1993年, 後に堅田剛『法のことば／詩のことば——ヤコブ・グリムの思想史』御茶ノ水書房, 2007年に所収）
- 堅田剛「ガンス法、あるいは白鳥と鶯鳥の物語」（『獨協法学』第47号, 1998年, 後に堅田剛『法のことば／詩のことば——ヤコブ・グリムの思想史』御茶の水書房, 2007年に所収）
- 堅田剛「ハイネとガンス——『法学オペラ』と『相続法』」（『獨協法学』第69号, 2006年）
- 堅田剛「ガンス、あるいは法の普遍史」（『獨協法学』第31号, 1990年, 後に堅田剛『歴史法学研究——歴史と法と言語のトリアーデ』日本評論社, 1992年に所収）
- 永尾孝雄「ヘーゲル法哲学とガンス」（『アドミニストレーション』熊本県立大学総合管理学会〔編〕, 4 (1), 63-86p, 1997年）
- 工藤廉「Verein für Cultur und Wissenschaft der Juden と E・ガンス」（『実践女子大学文学部紀要』11, 29-46p, 1968年）
- 的場昭弘「ガンスとフランス——ヨーロッパ連合構想」（的場昭弘『パリの中のマルクス——1840年代のマルクスとパリ』）御茶の水書房, 1995年）
- Braun, Johann (Hg.), Naturrecht und Universalrechtsgeschichte Vorlesungen nach G. W. F. Hegel/Eduard Gans, Tübingen 2005.